

第二次 福井市社会福祉協議会中期経営計画

(期間:令和8年度～令和13年度)

令和8年3月



社会福祉法人
福井市社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 本会の基本姿勢	3
第3章 経営基盤(組織・財政)の強化に向けて	4
第4章 事業における重点的取組	19
(1)住民と共に進める事業	
(2)市社協の専門性を活かした事業	
(3)積極的な広報啓発事業	
(4)施設を活用した事業	
第5章 計画期間の収支見込	48
第6章 計画の進行管理と評価	49
<参考資料>	
・第一次 中期経営計画進捗状況	50

第1章 計画策定の趣旨

(1)計画策定の背景・目的

少子高齢化、人口減少、核家族化を背景に、コロナ禍が契機となり、住民同士のつながりがますます希薄化し、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した地域の福祉課題が顕在化しています。

また、こうした福祉課題に加え、諸物価の高騰や人手不足を原因とする人件費の増加といった社会経済情勢は今後も続いていくものと見込まれます。

こうした中、地域福祉推進の中核的な団体として、今後見込まれる多様な福祉課題に対応し、本会が目指す「地域共生社会」を実現するためには、組織体制を強化し、事業を拡充する必要があります。

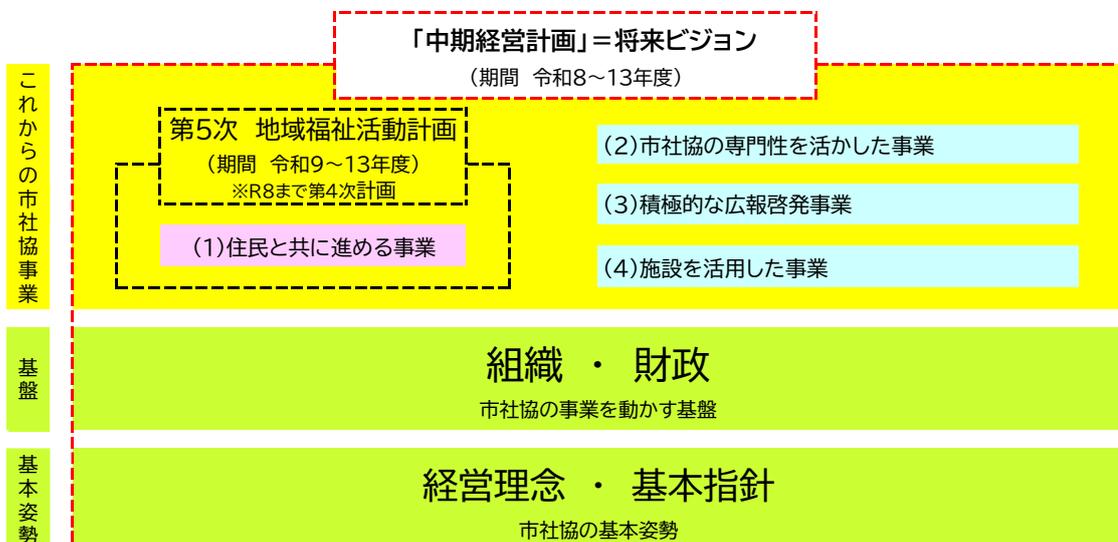
そのため、令和8年4月に、同じ福祉分野において、社協と補完し合う存在として、高齢者や障がい者に対する介護サービス事業や健康・生きがいづくり推進事業等を展開する福井市ふれあい公社（以下、「公社」）と、組織統合することになりました。

この統合を機に、「地域共生社会」の実現に向け、一つの組織として一体感を持ち、組織を運営し、事業を行うため、これまでに策定された「経営理念」、「行動指針」を含めた中期経営計画を見直し、改めて策定するものです。

(2)計画の位置付け

この計画は、地域共生社会を実現するため、地域福祉を推進する中核的な団体としての経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、財政、そして事業についての中期的な取組を明らかにした指針です。

また、本計画は、当会が旗振り役になって住民等と共に進める「第4次地域福祉活動計画（令和4年度～8年度）」及び「第5次地域福祉活動計画（令和9年度～13年度）」と併せて進めます。



(3)SDGs との関係

SDGs は「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向け2015年9月の国連サミットで採択され、2030年を達成年限とする国際指標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本会は、「ふくいSDGs パートナー」として、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」につながる「地域共生社会」の実現を目指しており、その実現に向けた事業や活動はSDGsいくつかのゴールを体現するものとなっています。



(4)計画の期間

現・中期経営計画の終期は令和8年度となっており、本来ならば令和9年度が第二次中期経営計画の始期となりますが、公社との統合が令和8年4月1日のため、現計画の終期を1年切り上げ、本計画の始期を令和8年度とします。

また、終期については次期・第5次地域福祉活動計画と一体的に推進するため、計画の終期を令和13年度までとします。

年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
地域福祉活動計画	第4次地域福祉活動計画 令和4年度～令和8年度					第5次地域福祉活動計画 令和9年度～令和13年度				
経営計画	中期経営計画 令和4年度～令和8年度					第二次 中期経営計画 令和8年度～令和13年度				

第2章 本会の基本姿勢

1 福井市社会福祉協議会の使命

福井市社会福祉協議会は、誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らしていくことができる「地域共生社会」を創造します。

2 本会の経営理念、行動指針

(1)経営理念

福井市社会福祉協議会は、その全ての活動・事業及び組織経営を、「住民主体の理念」に基づいて展開します。

- ① 住民参加・協働による地域福祉活動を展開します。
- ② 地域の特性を大事に、住民の立場に立った活動を基本に、幅広い分野・団体との連携・協働を進めます。
- ③ 常に自ら声をあげることが難しい住民の存在を念頭に、活動を進めます。

(2)行動指針

(事業に対する指針)

- ① 福井市社会福祉協議会は、住民一人ひとりのニーズを把握して、活動を進めます。
- ② 福井市社会福祉協議会は、住民の想いや主体的な取組を基盤として、活動を進めます。
- ③ 福井市社会福祉協議会は、一人ひとりのニーズに基づく個別支援と住民や地域の関係者の主体的な地域福祉活動を一体的に進めます。
- ④ 福井市社会福祉協議会は、福祉だけでなく、多分野の関係者と連携・協働します。
- ⑤ 福井市社会福祉協議会は、新たな社会課題やニーズに対し、既存の制度にとらわれることなく、素早く、柔軟に対応していきます。
- ⑥ 福井市社会福祉協議会は、良質な施設管理運営と多様な取組を通じ、市民の健康増進と文化の振興に貢献します。

(人材に対する指針)

福井市社会福祉協議会は、専門性と実践力の向上に努めます。

(経営基盤に対する指針)

福井市社会福祉協議会は、働きがいと成長が実感できる職場環境づくり、質と効率を意識した経営に努めます。

第3章 経営基盤（組織・財政）の強化に向けて

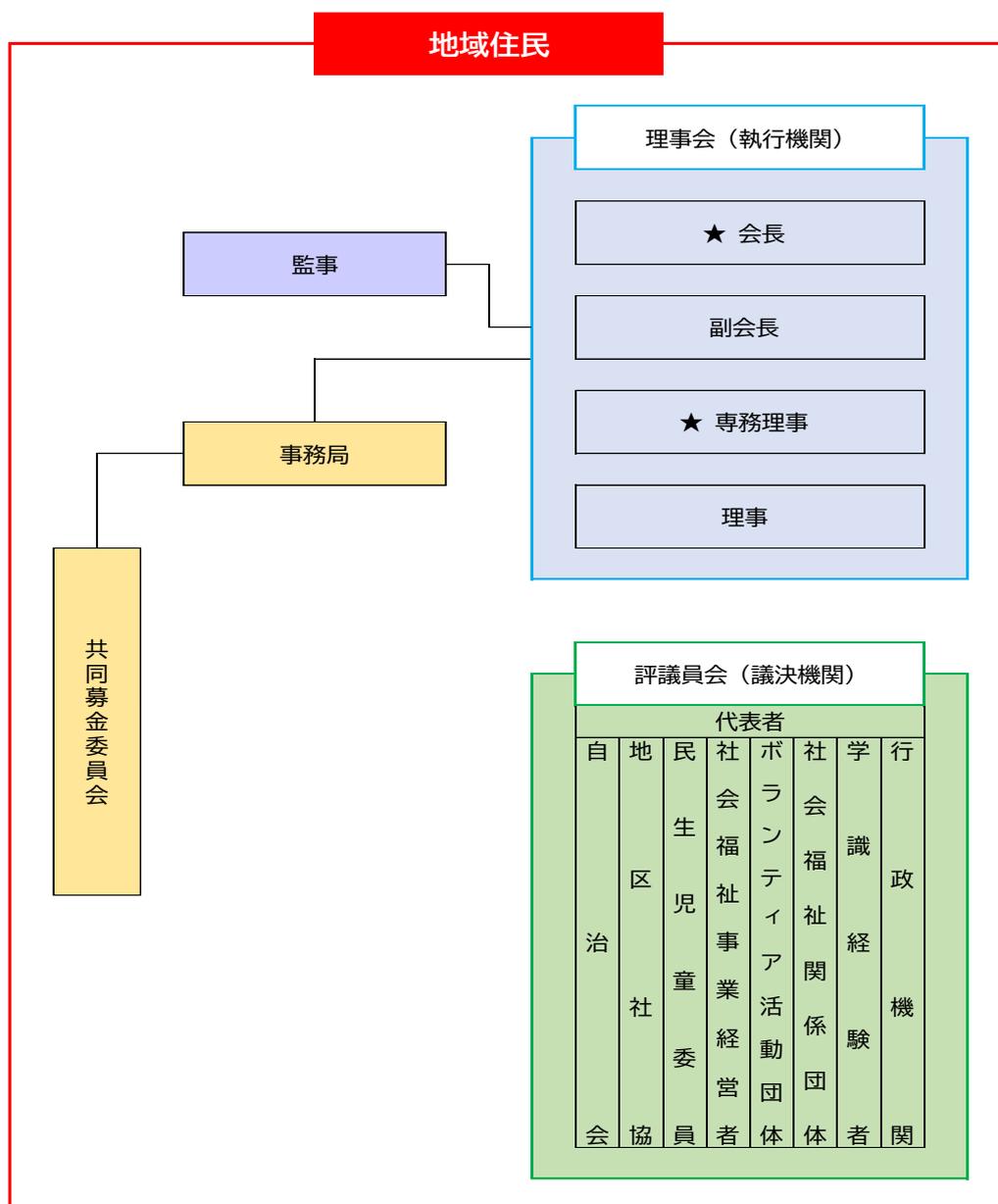
1 組織

(1) 役員組織

本会では、三役会と理事会を年4回程度開催しています。主に予算・決算や規程の改正などの案件の審議、事業に関する意見交換や意思決定を行っています。

役員（理事、監事）は関係団体の役職者をもって構成しているため、所属団体の役職交代があると、任期途中で交代することもあります。

<社協組織図>

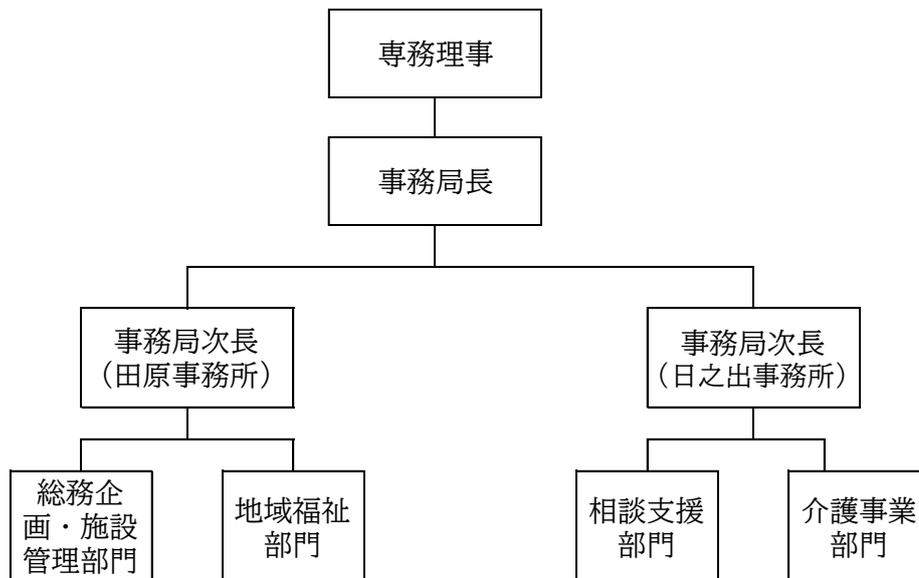


★=業務執行理事

(2) 事務局組織

統合後は、田原事務所と日之出事務所に分け、それぞれに事務局次長を配置します。
将来的な職員の年齢構成や事業計画に合わせて、計画的な職員採用を行います。

<事務局組織図>

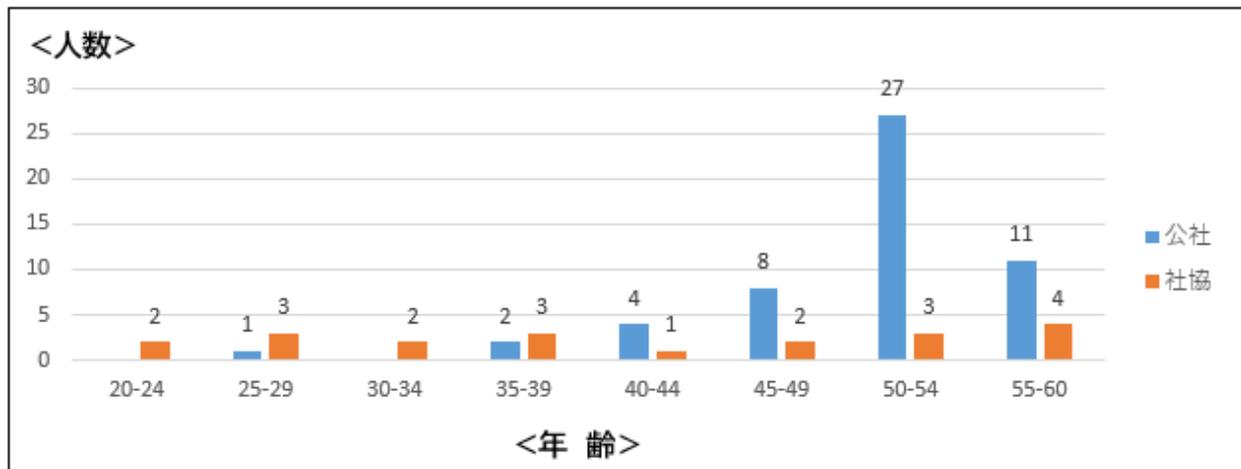


<p>【総務企画・施設管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人運営 ・人事・労務管理 ・財務管理、基金 ・児童館・児童クラブ ・フェニックス・プラザ (福井市民福祉会館を含む) 及びフェニックス・プラザ自動車駐車場 ・東山健康運動公園 ・足羽ふれあいセンター ・事務受託施設 <p>【地域福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協活動支援 ・自治会型デイホーム ・ふれあい食事サービス ・ボランティアセンター ・共同募金 	<p>【相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援 ・生活福祉資金貸付 ・生活困窮者自立支援事業 ・法人後見 ・ふくい嶺北成年後見センター ・福井不死鳥包括支援センター <p>【介護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプサービスセンター） ・居宅介護支援（ケアプランセンター） ・介護認定調査
--	--

第3章 経営基盤（組織・財政）

<社協・公社正職員年齢構成>

R7.4.1 現在



<正職員・再雇用 採用予定表>

	R7社協	R7公社	R8	R9	R10	R11	R12	R13
正職員数	20	54	72	69	67	67	64	58
（うち新採用予定数）	(3)		(3)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)
（定年退職者数）			(4)	(3)	(1)	(5)	(7)	(8)
（退職者数）	(1)	(3)						
再雇用職員数	1	12	11	13	13	9	13	20
非常勤職員数	3.5	18	28.5	28.5	26.5	29.5	28.5	14.5
短期契約職員		28	28	28	28	28	28	28
合計	136.5		139.5	138.5	134.5	133.5	133.5	120.5

2 経営基盤（組織・財政）の強化に関する取組

■ 組織体制の強化に向けた取組 ★：KPI設定項目

目標	取組内容
高い専門性を発揮する組織	(1) 多様な人材の確保と育成力の強化
	(2) 専門性を発揮できる組織体制の構築★
効率的な組織運営	(1) 総務企画部門の効率化と強化
	(2) 複数拠点の有効な活用

■ 財政基盤の強化に向けた取組

目標	取組内容
民間財源の拡充	(1) 社協事業の魅力化と新たな手法による民間財源の獲得★
収益事業の活用	(1) 収益事業を活かした社会福祉事業の充実
基金の適切な活用	(1) 基金の適切な活用
公費財源の確保	(1) 安定した公費財源の確保

組織 / 高い専門性を発揮する強い組織

(1) 多様な人材の確保と育成力の強化

現状・課題

- ・ 職員の募集は、退職補充が原則で、定期的な採用は行ってきませんでした。
- ・ 介護事業における採用は、ほぼ転職者で新卒者がいない状況です。
- ・ 今後の人材確保のためには中途採用も必要な手法ですが、現在、職歴を十分に評価する制度が整っていないため検討が必要です。
- ・ 現在、研修を含めた職員の人材育成のための体系的な仕組みがなく、また人事制度も人材育成と連携したものになっていないため、能力や意欲の向上といった研修の目的が十分に達成できていないこともありました。
- ・ 新たな職務も加わるため、人事評価制度の見直しも必要です。

将来の目指すべき姿

- ・ 事業計画に応じた職員の採用ができている。
- ・ インターンの受入れなど専門学校や大学との連携等により、資格保有者の採用につながっている。
- ・ 多様なキャリアを持った中途採用職員が、それぞれの強みを活かし職務を遂行している。
- ・ 体系的な人材育成方針、職種別によるキャリアパス、人事評価や研修等の職員育成プログラムが作成されており、職員が将来を見据えながら、業務に励むことができている。
- ・ 職員の能力や意欲の向上がより促進され、時代の流れに応じて新しいことにチャレンジする魅力ある組織風土となっている。

各年度の取組

R8	<ol style="list-style-type: none"> ① 中途採用における新しい職歴換算の実施 ② 新卒者の就活の早期化への対応の検討及び中途採用者を積極的に採用できるような給与・昇格等の待遇の検討 ③ 課を横断したチームによる体系的な人材育成方針、キャリアパス、人事評価・研修等の育成プログラムの検討・作成及び職員への周知・研修 ④ 課を横断した広報チームによる「社協で働く魅力」の発信内容・方法の検討
R9	<ol style="list-style-type: none"> ① 就活の早期化への対応策及び新たな中途採用者への給与・昇格等の実施 ② 体系的な人材育成方針、キャリアパス、人事評価・研修等の育成プログラムの実施及び「社協で働く魅力」の発信
R10～R13	見直し・継続

(2) 専門性を発揮できる組織体制の構築

現状・課題

- ・（再掲）現在、研修を含めた職員の人材育成のための体系的な仕組みがなく、また人事制度も人材育成と連携したものになっていないため、能力や意欲の向上といった研修の目的が十分に達成できていないこともありました。
- ・ 職員一人ひとりの専門性を更に磨いていくため、専門性を高めるための研修や OJT（職場内研修）を十分に実施していくことが必要です。
- ・ それぞれの事業において、必要な有資格者を配置していますが、職員の退職等により配置できない状況になるおそれがあります。
- ・ 資格取得のための助成制度がありますが、制度を活用する職員が少ない状況です。

将来の目指すべき姿

- ・（再掲）体系的な人材育成方針、職種別によるキャリアパス、人事評価や研修等の職員育成プログラム、人事異動方針が作成されており、職員が将来を見据えながら、業務に励むことができている。
- ・ OJT により、職員同士が互いに教え合うことで、職員間で業務をサポートする体制がとられているとともに職員のスキルや意欲が向上している。
- ・ 職種ごとのキャリアパスに応じた資格取得支援が行われている。
- ・ 採用時には未資格者でも、意欲に応じて社会福祉士などの資格取得ができ、専門的な職務を遂行できている。

各年度の取組

R8	① （再掲）課を横断したチームによる体系的な人材育成方針、キャリアパス、人事評価・研修等の育成プログラムの検討・作成、及び職員への周知・研修 ② ①に合わせて、資格取得支援の仕組みの検討・予算化
R9	① （再掲）体系的な人材育成方針、キャリアパス、人事評価・研修等の育成プログラムの実施 ② 新たな資格取得支援の仕組みの実施
R10～R13	見直し・継続

KPI1: 新たな資格取得支援の仕組みにより資格を取得した職員数(人)

基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
—	1	2	2	2	2	2

組織 / 効率的な組織運営

(1) 総務企画部門の効率化と強化

現状・課題

- ・ 統合を機に両者の総務部門を田原事務所に集約します。職員の労務管理や予算・決算など重複する業務があり、それらを効率的に行う体制を構築する必要があります。
- ・ 総務企画部門は事務職を中心に配置し、社会福祉士等の福祉専門職は福祉専門業務を中心に配置することで、人材活用を図ることができます。
- ・ 一方で、福祉専門職であっても、組織全体を見据えて業務に取り組むことが必要であり、公社事務職の年齢層を考えると、計画的に組織全体の企画・運営を担える人材育成が必要です。

将来の目指すべき姿

- ・ 総務企画課において、重複する業務の整理やDX化など事務効率化が図られ、統合時よりも少ない人数で業務が行われている。
- ・ 福祉専門職を含め、財務・労務・法人運営を担うことのできる職員が育成されている。
- ・ 社会福祉士等福祉専門職は福祉専門業務を中心に配置されている。
- ・ 総務企画部門が中期経営計画等の経営戦略作りを行うなど、組織の司令塔的役割を担っている。
- ・ 職員一人ひとりに組織全体を見据えた経営者意識が醸成されている。

各年度の取組

R8	① （再掲）課を横断したチームによる、総務部門を含めた体系的な人材育成方針、キャリアパス、人事評価・研修等の育成プログラムの検討・作成、及び職員への周知・研修 ② 総務企画課において、総務関係の事務効率化を検討し、事務の進め方を改善し、翌年度からの適正な人員配置の検討
R9	① （再掲）総務部門を含めた体系的な人材育成方針、キャリアパス、人事評価・研修等の育成プログラムの実施 ② 総務企画課を適正な規模に縮小、一部社会福祉士を福祉業務へ配置転換
R10～R12	見直し・継続
R13	見直し・継続 総務企画課が中心となり、次期中期経営計画策定開始

(2)複数拠点の有効な活用

現状・課題

- ・ 統合により、田原・日之出の2か所に事務所・人員が分かれることになり、一つの組織としてより効果的な情報共有の仕組みが必要になります。
- ・ 災害時にいずれかの事務所が利用できなくなった場合でも、業務を継続できる体制の構築が必要です。
- ・ (後掲)フェニックス・プラザや東山健康運動公園、足羽ふれあいセンターなど新しい拠点の特性を活かした事業の実施が可能になります。

将来の目指すべき姿

- ・ 事務所が2か所に分かれていても、一つの組織として情報共有が効果的に行われている。
- ・ BCP(事業継続計画)に基づいて、災害時にいずれかの事務所を使用して事業を継続することが可能になっている。
- ・ (後掲)フェニックス・プラザや東山健康運動公園、足羽ふれあいセンターなどで、福祉と文化・スポーツを掛け合わせた事業が実施されている。

各年度の取組

R8	<ul style="list-style-type: none"> ① 統合に伴う課題について、課（事務所）を横断したチームをそれぞれ作り、課題解決に向けたチーム活動を行う ② BCPに基づいて、災害時の業務継続訓練の実施 ③ 福祉と文化・スポーツを掛け合わせた新しい事業の実施
R9～R13	見直し・継続

財政

本会の財源には、「民間財源（会費、寄付金、共同募金配分金）」、「事業収入財源（駐車場経営、自動販売機設置）」、「公費財源（委託金、補助金）」、などがあります。

<令和6年度決算(収支資金計算書)>

【収入】

(千円)

科目	福井市社会福祉協議会	福井市ふれあい公社	合計	構成比 (%)
会費	49,162		49,162	2.7%
分担金	1,222		1,222	0.1%
寄付金	709		709	0.0%
経常経費補助金	85,213	25,900	111,113	6.2%
共同募金配分金	7,035		7,035	0.4%
受託金	531,202	95,183	626,385	34.8%
事業収入	3,179	664,254	667,433	37.1%
負担金	41	39,416	39,457	2.2%
受取利息配当金	1,494	106	1,600	0.1%
基金積立資産取崩	2,132		2,132	0.1%
積立資産取崩		35,596	35,596	2.0%
その他	3,657	950	4,607	0.3%
前年度繰越金	152,000	101,964	253,964	14.1%
合計	837,046	963,369	1,800,415	100.0%

【支出】

科目	福井市社会福祉協議会	福井市ふれあい公社	合計	構成比 (%)
人件費	436,539	478,507	915,046	50.8%
事業費	135,320	253,582	388,902	21.6%
事務費	45,820	110,941	156,761	8.7%
返還金	2,498		2,498	0.1%
助成金	47,865		47,865	2.7%
その他の支出	175	8	183	0.0%
固定資産取得	2,693		2,693	0.1%
ファイナンスリース債務の返済	1,984		1,984	0.1%
その他の活動による支出	6,731	25,842	32,573	1.8%
次年度繰越金	157,421	94,489	251,910	14.0%
合計	837,046	963,369	1,800,415	100.0%

財政 / 民間財源の拡充

会費には、一般会費（世帯を対象にした会費で、年額 500 円）、賛助会費（個人を対象にした会費で、1口 1,000 円）、特別賛助会費（企業や団体を対象にした会費で、1口 10,000 円）があります。

寄付金は、個人からの寄付や遺贈による大口寄付があります。

共同募金配分金は、福井市共同募金委員会から社協の地域福祉事業に対する助成です。

<民間財源の推移>

(円)

	R4	R5	R6
会費	50,106,658	49,546,043	49,161,702
一般会費	34,563,148	34,411,482	34,303,402
賛助会費	9,001,600	8,565,771	8,309,300
特別賛助会費	6,541,910	6,568,790	6,549,000
寄付金	10,619,632	633,252	709,484
共同募金配分金	8,851,750	8,279,802	7,035,000
合計	69,578,040	58,459,097	56,906,186

(1) 社協事業の魅力化と新たな手法による民間財源の獲得

現状・課題

- ・ 価値観の多様化に伴い、会費の徴収や募金活動の推進が難しくなっており、減少傾向にあります。
- ・ 広告掲載企業が十分に確保できていません。
- ・ 一方で、特定の事業や目的に限定したクラウド・ファンディングなど多彩な寄付活動が浸透してきています。

目指すべき姿

- ・ 社協の事業に賛同し、十分な数の広告掲載企業を確保できているほか、特別賛助会員や賛助会員からの会費を維持できている。
- ・ 「共感」を得られるような新たな社会課題とニーズに対応した事業を企画し、クラウドファンディングにより資金を調達できている。

第3章 経営基盤（組織・財政）

各年度の取組	
R8	① 会費や広告を集める営業・広告担当採用の検討 ② 戦略的な広告・会費募集方法の検討・実施 （例）児童館・児童クラブに関連する子供関係の企業、デイホーム・食事サービスに関連する介護サービス事業者などへ個別に働きかける ③ 新たな社会課題に応じた事業とクラウドファンディング手法の検討
R9	① 営業・広告担当者による営業活動の実施 ② 見直し・継続 ③ 新たな事業とクラウドファンディングによる資金調達の実施
R10～R13	見直し・継続

KPI2:特別賛助会費の取得金額(千円)

基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
6,549	6,600	6,650	6,700	6,750	6,800	6,850

財政 / 収益事業の活用

社協では、小規模の貸駐車場事業と自動販売機設置事業が収益事業に位置付けられています。公社から貸駐車場事業等の施設管理事業が譲渡されます。

<収益事業の推移>

(円)

	R4	R5	R6
社協 収益事業 事業収支差額	209,531	209,767	244,153
公社 収益事業(※1) 事業収支差額	10,170,145	9,300,795	9,449,791
合計	10,379,676	9,510,562	9,693,944

(※1) 収益事業のうち、駐車場事業のみの収支で掲載

(1)収益事業を活かした社会福祉事業の充実

現状・課題

- ・ 公社から移譲される駐車場事業等の施設管理事業は、社会福祉法上では収益事業に位置付けられ、その収益を社会福祉事業に活用することが求められています。
- ・ 公社の施設管理職員の減少を見据え、今後の施設管理の受託について検討し、市と協議していく必要があります。

将来の目指すべき姿

- ・ 公社から移譲された施設管理事業による収益が、社会福祉事業に充てられて、市民サービスの向上につながっている。
- ・ 施設管理職員数の状況に応じて、市施設の管理運営業務を適切に行うことができている。
- ・ 収益事業の収益を活用して、新たな福祉サービスを行っている。

各年度の取り組み

R8	① 収益事業による収益の充当先の検討・実施 ② 市施設の管理運営業務の今後の受託について検討 ③ 新たな社会課題やニーズに対応した福祉サービスの検討
R9	① 新たな社会課題やニーズに対応した福祉サービスの実施や既存の社会福祉事業への充当
R10～R13	見直し・継続

財政 / 基金の適切な活用

本会の基金には、地域福祉基金と災害ボランティア基金があります。

地域福祉基金は、住民からの寄付金を原資としています。平成28年度からは、ボランティアや福祉団体の活動拠点の整備費や本会事務所移転費用、地区社協活動啓発・ふれあい事業、ふらっとベルサロン事業等に活用してきました。

災害ボランティア基金は、旧美山町社協の基金を継承して、被災地におけるボランティア活動支援を図るために設置し、被災地の災害ボランティアセンターへの職員派遣のため、活用しています。

また、公社から公益目的活動基金が移管されました。文化交流・健康づくり事業基金として、施設等で行う自主事業に活用していきます。

<基金残額等推移>

	(円)		
	R4	R5	R6
地域福祉基金取崩額	1,561,349	1,915,833	2,143,975
地域福祉基金 年度末残額	358,218,991	356,303,285	354,159,437
災害ボランティア基金取崩額	0	136,000	0
災害ボランティア基金 年度末残額	1,886,306	1,770,330	1,770,354
公社公益目的活動基金取崩額	0	762,128	2,798,400
公社公益目的活動基金 年度末残額	12,143,347	11,381,219	8,724,836

(1)基金の適切な活用

現状・課題

- ・ 令和6年度末現在、354,159,437 円の地域福祉基金、1,770,354 円の災害ボランティア基金を有していますが、特に地域福祉基金については、十分に活用できていません。
- ・ 両基金はともに原資を取り崩して使用しているため、原資の増強・確保が中長期的な課題となっています。
- ・ 公社の公益目的活動基金は、指定管理施設等での自主事業に活用されています。

将来の目指すべき姿

- ・ 地域福祉基金を本会の行う新たなチャレンジ事業に活用できているほか、本会だけでなく他のNPO等が行う先駆的事业にも活用できている。
- ・ 地域福祉基金の利息や収益事業の収益の一部が、地域福祉基金や災害ボランティア基金に積み立てられ、原資が確保されている。
- ・ 文化交流・健康づくり事業基金を指定管理施設等での自主事業に活用できている。

各年度の取組	
R8	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉基金を活用して行う場合の対象事業についての検討、選定方法も含めたルールづくり ② 利子や収益事業の収益の一部を基金に積み立て
R9	① 新たな基金を活用した本会の事業及び公募の実施
R10～R13	見直し・継続

財政 / 公費財源の確保

本会の性質上、福井市等からの受託金や補助金が収入の中心となっており、両者を合わせると収入全体の約4割を占めており、安定的な経営のためには重要な財源となっています。

<公費財源の推移>

(単位：円)

	R4	R5	R6
社協受託金	519,935,900	502,190,700	531,202,400
社協補助金	80,492,000	84,623,000	85,213,000
公社受託金	505,459,933	488,182,573	489,829,141
公社補助金	25,900,000	25,900,000	25,900,000
合計	1,131,787,833	1,100,896,273	1,132,144,541

(1)安定した公費財源の確保

現状・課題

- ・ 近年、人件費の上昇や物価高騰が著しく、年々自主財源の割合が上昇している状況です。
- ・ 現公社の行う居宅介護支援事業や訪問介護事業は、採算性の低い困難事例等にも対応し、福祉のセーフティネットとしての役割を担っています。そのため、市から補助金により必要な経費が補填されています。

将来の目指すべき姿

- ・ 社会情勢やニーズに応じて事業を改善し、適正な受託金や必要な補助金を確保することで、安定した組織運営の下、地域福祉を推進する団体としての使命を遂行できている。
- ・ DX化による省力化などの業務改善と福井市からの財政支援により、セーフティネットの役割を果たしながら、居宅介護支援事業と訪問介護の事業運営ができている。

各年度の取組

R8	① 社会の情勢やニーズに応じた事業改善・新規事業の検討・実施及び市とのパートナーシップを強化し、適正な受託金と必要な補助金を確保 ② ICTの活用等による業務改善の検討及び居宅介護支援事業や訪問介護に必要な支援の確保
R9～R13	見直し・継続

第4章 事業における重点的取組

<重点事業体系図>



**(1) 住民と共に進める事業 / ①地域のつながりを醸成・強化
②持続可能な地域福祉活動の実現**

(i) 地区社会福祉協議会への支援

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、小学校区を単位とする49地区社協を核に、民生委員・児童委員(※1)、福祉委員(p25参照)、自治会などの関係者とともに見守りや支え合いがある地域づくりのための活動を行っています。

現状・課題

- ・ 福井市を8ブロックに分け、7人の地域福祉課職員をブロック担当職員(※2)として配置していますが、複数ブロックを担当している職員がいるなど、地域と関わる職員が限られています。
- ・ ブロック担当職員についても、コロナ禍の影響により、地域と関わる経験を持つことができず、地域に対する支援が十分ではありません。
- ・ 自治会加入率の低下や定年延長などにより、地域活動の担い手が減少している中、地区社協(※3)を中心とした地域福祉活動の内容や運営体制について検証する必要があります。
- ・ 社協では、相談等を通して個別ニーズを知る機会が近年減ってきています。
- ・ 公社との統合により、これまでの社会福祉士に加え、ケアマネジャー、保健師、訪問介護員、健康運動指導士といった多様な専門職が在籍することになります。

将来の目指すべき姿

- ・ 8ブロックに対し、多職種の正・副のブロック担当職員を配置し、担当を定期的に変えることで、社協の組織全体で地域と関わる経験を持つことができている。
- ・ ブロック担当職員が伴走し、各地区が地域特性に応じた地域福祉活動の取組ができている。
- ・ ブロック担当職員の地域アセスメント力が高まり、包括支援センターなどの相談窓口や訪問介護の現場などでの個別ニーズの把握から、地域課題を抽出することができている。
- ・ 多様な専門職の専門的知見を活かしたアドバイスが、地域課題の解決に役立っている。

各年度の取組

R8	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉課業務の整理と見直し。ブロック担当職員の業務を明確にした上で、業務の整理を行い、ブロック担当職員を1ブロック1名配置 ② 地域づくりコーディネーター(※4)や生活支援コーディネーター(※5)が伴走し、ブロック担当職員の地域アセスメント(※6)力を高めながら、各地区に出向き、地域特性を把握(8地区) ③ 地域ケア推進会議への参加や各相談業務で把握した個別支援のニーズ
----	---

	から、地域課題を把握し、地域の関係者と共有 ④ 地域特性に応じて、地域福祉活動と活動の仕組み（取り組む活動の選択、活動資金の確保、担い手の育成、地区社協以外のアクターとの連携）を見直し
R9	②～④ 継続・見直し（8地区）
R10	① ブロック担当職員に新たに副担当職員を配置 ②～④ 継続・見直し（8地区）
R11	① 正担当職員のブロック異動、副担当が正担当になる ②～④ 継続・見直し（8地区）
R12	① ブロックの副担当に新たな職員を配置 ②～④ 継続・見直し（8地区）
R13	① 正担当のブロック異動、副担当が正担当になる ②～④ 継続・見直し（残りの地区）

- ※1 民生委員・児童委員・・・厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
- ※2 ブロック担当職員・・・49の小学校地区を8ブロックに分けている。市社協では、それぞれのブロックに担当者を一人ずつ配置している。地区社協との窓口的役割を果たしたり、地域での会議に参加するなどして、地域において関係機関との連携を図ったりする。また、関係機関と協働しながら、地域のアセスメントを行い、地域課題の解決に向け、地域資源の発掘や開発を期待されている。
- ※3 地区社協（地区社会福祉協議会）・・・福井市内49の小学区地区に各地区での地域福祉を推進する団体として設置している。民生委員・児童委員、福祉委員、保健衛生推進員（※7）、自治会長などで構成され、自治会型デイホーム（p22）やふれあい食事サービス（p24）など各地区で行う社協事業の中心的な役割を果たしている。
- ※4 地域づくりコーディネーター・・・地域の関係機関等と連携し、人・場・サービス・情報など地域資源の発掘や開発を行ったり、地域資源同士をつなげ合わせたりする。重層的支援体制整備事業において社協に配置されている。
- ※5 生活支援コーディネーター・・・高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を続けるために、地域に不足するサービスの開発やサービス提供体制づくりを地域住民と行う調整役で、市全体の調整を担当する第一層の生活支援コーディネーター（市職員）と、日常生活圏域などエリアごとの調整を担当する第二層の生活支援コーディネーター（社協職員・地域支え合い推進員）が

第4章 事業における重点的取組

ある。介護保険の地域支援事業(生活支援体制整備事業)の一つに位置付けられている。

※6 地域アセスメント・・・特定の地域における客観的な指標や観察を通じて、地域の課題や特徴を分析し、地域福祉の向上に向けた活動を計画する手法

※7 保健衛生推進員・・・保健衛生推進員は、健康について関心を持ち、自分自身や家族、地区住民の健康づくりを推進するために、行政と一緒に健康づくり活動を実践する人のこと。福井市では、市内 48 地区に地区保健衛生推進員会を設置し、主に①地区の健康リーダー役、②健康管理センターと地区のパイプ役、③健康管理センターが行う保健事業への協力の活動をしている。

KPI3:地区の特性把握と活動等の見直しを行った地区(件)

基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
－	8	8	8	8	8	9

(ii)自治会型デイホーム

自治会型デイホーム事業は、65歳以上の高齢者を対象に、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりを図るとともに、閉じこもりや寝たきり、認知症を予防する事業です。

各地区(市内 49 地区51区域)に配置した地域支え合い推進員が中心となり、地区社協と地域の協力者(ボランティア)の協力を得て、公民館や集会所などの身近な拠点を会場に、月5回以上開催しています。

主な内容は、転倒骨折予防体操、認知症予防メニュー、健康情報の発信、レクリエーションゲーム、ティータイムなどを組み合わせ、利用者の希望や地域の実情も考慮しながら開催しています。

<デイホーム利用実績推移>

	R4	R5	R6
実施回数(回)	3,577	3,660	3,753
実施か所数(か所)	456	467	517
参加延べ人数(人)	47,952	51,421	58,559
利用者延べ人数(人)	35,907	40,566	42,472
(利用者実人数(人))	(7,573)	(8,036)	(8,516)
協力者延べ人数(人)	11,939	13,503	14,854
その他延べ人数(人)	106	1,055	1,233

現状・課題

- ・ 地域支え合い推進員の人件費が上昇し、従来通りの運営が限界にきています。
- ・ 自治会加入率の低下や定年延長などにより、地域活動の担い手が減少し、地域支え合い推進員を支援する地区社協のボランティアの確保も難しくなっています。
- ・ 地域支え合い推進員から社協の生活支援コーディネーターに、デイホーム参加者等の気付きな情報提供があった際には、包括支援センターなどの専門機関につなげています。

将来の目指すべき姿

- ・ 地域づくりコーディネーター、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員、ブロック担当職員、地区社協をはじめとした地域住民や地域の介護事業所がそれぞれに役割分担しながら、地域特性に応じて、地域課題の把握と解決に向けた取組を行う中で、デイホームに加え、住民主体で運営する多様な居場所が増え、地域の高齢者にとっても居心地のいい場になるとともに、元気高齢者の活躍の場となっている。
- ・ デイホームに限らず、地域の様々な居場所から、社協の生活支援コーディネーターに、高齢者に限らず、気付きな情報が寄せられ、適切に専門機関につなげている。

各年度の取組

R8	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉課業務の見直しと整理。ブロック担当職員の業務を明確にし、業務の整理を行い、ブロック担当職員を1ブロック1名配置 ② 地域づくりコーディネーターや生活支援コーディネーターが伴走し、ブロック担当職員の地域アセスメント力を高めながら、各地区に出向き、地域特性を把握（目標8地区） ③ 地域ケア推進会議への参加や個別支援のニーズから、地域課題を把握し、地域の関係者と共有 ④ 地域特性に応じて、地域福祉活動と活動の仕組み（取り組む活動の選択、活動資金の確保、担い手の育成、地区社協以外のアクターとの連携）を見直し（目標8地区） ⑤ 地区の介護サービス事業所と連携した取組が行えないか検討
R9	②～⑤ 継続・見直し（8地区）
R10	<ul style="list-style-type: none"> ① ブロック担当職員に新たに副担当職員を配置 ②～⑤ 継続・見直し（8地区）
R11	<ul style="list-style-type: none"> ① 正担当職員のブロック異動、副担当が正担当になる ②～⑤ 継続・見直し（8地区）
R12	<ul style="list-style-type: none"> ① ブロックの副担当に新たな職員を配置 ②～⑤ 継続・見直し（8地区）
R13	<ul style="list-style-type: none"> ① 正担当のブロック異動。副担当が正担当になる ②～⑤ 継続・見直し（残りの地区）

(iii)ふれあい食事サービス

希望するひとり暮らし高齢者等の健康増進、孤独感の解消、見守り活動を目的に49地区社協が実施主体となり、配食や会食会を実施しています。併せて、市社協では、衛生管理に対する研修会も実施しています。

<食事サービス実績推移>

	R4	R5	R6
実施延べ回数（回）	440	436	438
（うち配食）	440	432	426
（うち会食）	0	4	12
延べ提供食数（食）	14,198	13,680	13,777
利用実人数（人）	2,135	2,137	2,091
延べ協力者数（人）	2,590	4,393	5,632

現状・課題

- ・ 食事サービス事業はこれまで手作り弁当の提供が高齢者から喜ばれ、活動者もやりがいをもって取り組んできましたが、食品衛生管理法の改正に加え、温暖化に伴い気温の高い期間が長く続くことにより、調理ボランティアの衛生管理の負担が増えています。
- ・ コロナ禍により、手作り弁当が中止になったこともあり、その間に高齢化と就業期間の延長に伴う担い手の減少やノウハウの引継ぎがされなかったことで、業者弁当で対応する地区が増えています。
- ・ 近年の物価高騰により、食事サービスにかかる費用が大きくなり、手作り・業者弁当を問わず地区の負担が増えています。
- ・ 食事サービスを開始した当時に比べ格段に見守りが必要な高齢者が増えている一方、食事サービスにかかる負担が大きいため、利用対象者を増やすことも難しい状況です。
- ・ 食事サービス以外の見守り活動を希望する地区も出てきています。

将来の目指すべき姿

- ・ 地域づくりコーディネーター、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員、ブロック担当職員、地区社協をはじめとした地域住民がそれぞれに役割分担しながら、地域課題の把握と解決に向けた取組を行う中で、地域特性に応じた見守り活動が展開できている。

各年度の取組	
R8	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉課業務の見直しと整理。ブロック担当職員の業務を明確にし、業務の整理を行い、ブロック担当職員を1ブロック1名配置 ② 地域づくりコーディネーターや生活支援コーディネーターが伴走し、ブロック担当職員の地域アセスメント力を高めながら、各地区に出向き、地域特性を把握（目標8地区） ③ 地域ケア推進会議への参加や個別支援のニーズから、地域課題を把握し、地域の関係者と共有 ④ 地域特性に応じて、地域福祉活動と活動の仕組み（取り組む活動の選択、活動資金の確保、担い手の育成、地区社協以外のアクターとの連携）を見直し（目標8地区） ⑤ R7に実施した食事サービスアンケートや把握した地域特性に応じて、各地区での見守り活動の見直し・検討
R9	②～⑤ 継続・見直し（8地区）
R10	<ul style="list-style-type: none"> ① ブロック担当職員に新たに副担当職員を配置 ②～⑤ 継続・見直し（8地区）
R11	<ul style="list-style-type: none"> ① 正担当職員のブロック異動、副担当が正担当になる ②～⑤ 継続・見直し（8地区）
R12	<ul style="list-style-type: none"> ① ブロックの副担当に新たな職員を配置 ②～⑤ 継続・見直し（8地区）
R13	<ul style="list-style-type: none"> ① 正担当のブロック異動。副担当が正担当になる ②～⑤ 継続・見直し（残りの地区）

(iv)福祉委員の委嘱と活動支援

見守り支援活動の推進強化を図るため、市内全地区に福祉委員を配置しています(任期2年)。地区のニーズに応じて、福祉委員の基本的な役割、支え合いマップを用いた情報交換、福祉委員及び見守り関係者のスキルアップのための研修会等を行っています。

<福祉委員活動実績推移>

	R4	R5	R6
自治会数（力所）	1,537	1,530	1,532
福祉委員数（人）	1,571	1,590	1,569
見守り件数（実人数）	9,515	8,537	7,036
//（延べ訪問回数）	28,760	30,695	27,071

第4章 事業における重点的取組

現状・課題

- ・ 福祉委員活動の業務負担の大きさやその重要性の理解が広がっていないことから、担い手不足により、欠員となっている自治会があります。
- ・ 民生委員と福祉委員の連携には、合同研修の実施回数や研修参加率の差により、地区ごとに差があります。
- ・ 一人暮らし高齢者等について民生委員と福祉委員の情報共有が、個人情報保護の関係上、難しくなっています。

将来の目指すべき姿

- ・ 福祉委員の業務が整理された上で、その重要度が理解され、各自治会に福祉委員を配置することができている。
- ・ 民生委員と福祉委員が一人暮らし高齢者等について情報共有することができ、お互いの負担を減らして連携し、見守り活動を行うことができている。

各年度の取組

R8	<ol style="list-style-type: none">① 福祉委員への一人暮らし高齢者等の情報共有を市へ働きかける② R7の活動実態調査を受けて、福祉委員の活動を整理③ 市と協力して、福祉委員等地域の担い手確保策について検討を行う④ R7の活動実態調査を受けて、民生委員と福祉委員の合同研修プログラムの検討⑤ 福祉委員の活動について、広報紙やSNS等で活動を周知
R9～R13	継続・見直し

(2) 市社協の専門性を活かした事業 / ①権利擁護事業の強化**(i) 日常生活自立支援事業**

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等に対し、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理及び書類等の預かりを行い、判断能力に不安のある方々の地域生活を支援しています。

<日常生活自立支援事業利用実績推移>

	R4	R5	R6
契約累計件数（件）	591	621	652
新規契約件数（件）	19	30	31
現利用者件数（件）	141	142	161
相談件数（件）	3,521	3,694	3,846
成年後見制度への移行件数（件）	6	3	4
待機者数（人）	4	13	33

現状・課題

- 一人の専門員が抱える利用者数が限界に達しているとともに、新規ケースへの対応に時間を要しており、待機者数が増加しています。
- 一方で、現状では、事業の利用開始は受付順番となっており、必ずしも緊急性や必要性の高い者が優先されているわけではありません。
- 待機者数が増加していることで、包括支援センターやケアマネジャーに本来の業務外の負担がかかっています。
- 県社協でキャッシュレス決済の試験的導入が行われています。
- 専門員を増やすには、県社協からの受託金が十分ではありません。
- 利用者の意思や気持ちにより寄り添った支援に努める必要があります。

将来の目指すべき姿

- 適正な専門員の人員数が確保され、また、キャッシュレス決済等による省力化により、専門員の負担が軽減されている。
- 専門員が適正な利用者数を受け持ち、待機者なく、必要な人が金銭管理等の支援を受けることができおり、包括支援センターやケアマネジャーは本来の業務に従事することができる。
- 専門員が利用者の意思や気持ちにより寄り添い、自立支援を意識した支援ができている。

第4章 事業における重点的取組

各年度の取組	
R8	① 県内のキャッシュレス決済の試験導入結果を参考に、導入について検討を行う ② 新規案件について、緊急性などの優先順位の基準の検討・作成 ③ 専門員の増員の検討 ④ 包括・居宅・訪問介護とともに事業所全体で自立支援を意識したサービス提供についての研修
R9～R13	実施・継続・見直し

KPI4:日常生活自立支援事業の待機者数(人)

基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
33	20	0	0	0	0	0

(ii)法人後見事業

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の意思決定が困難な人の判断力を補うため、社協が法人として成年後見人、保佐人、補助人となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理、身上保護等を行い、その権利を擁護する事業です。

<法人後見利用実績推移>

	(件)		
	R4	R5	R6
成年後見	2	2	1
保佐	1	1	1
補助	0	0	0
合計	3	3	2

現状・課題

- ・ 身寄りのない方で、判断能力に不安がある高齢者等が増えています。
- ・ 他の後見人が受任できない困難なケースや長期間の支援が想定されるケースを依頼される一方で、担当者が兼務で新規受入れへの対応が十分ではありません。

将来の目指すべき姿

- ・ セーフティーネットとして、他の後見人が受けられない困難なケースを受託することができている。

各年度の取組	
R8	公社との統合により、新たな専門職を含めて複数人での業務体制の検討
R9～R13	実施・継続・見直し

(iii)身寄りのない方への新しい高齢者等終身サポート事業

令和8年度に社会福祉法の改正が予定されており、①日常生活支援②入院・入所等の手続支援③死後事務の支援に関する事業が第二種社会福祉事業と位置付けられる可能性があります。

また、福井市においても、新たな終活事業を検討しており、社協として、市と協働しながら新たな身寄りのない高齢者等への対応が求められています。

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身寄りのない高齢者等が増えており、心身に不安が出てきた場合や、介護・入院等が必要になった場合に、必要な支援が受けられない場合があります。 ・ 新しい身元保証事業では、社協の日常生活自立支援事業や公社のふれあいお助けさん事業、シルバーハウジング事業の生活援助員など、両組織のこれまでのノウハウや人員が活かされます。

将来の目指すべき姿
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身寄りのない高齢者等が、存命中から死亡後まで必要な支援を受けることができている。

各年度の取組	
R8	新しい高齢者等終身サポート事業をモデル事業で実施
R9	新しい高齢者等終身サポート事業を本格実施
R10～R13	継続・見直し

(iv)ふくい嶺北成年後見センターの運営

成年後見制度の利用促進にかかる地域連携ネットワーク作りの中核機関として、ふくい嶺北圏域7市町（福井市・勝山市・鯖江市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町）から共同で委託を受け、運営しています。

<後見センター利用実績推移>

	(人)		
	R4	R5	R6
相談者延べ人数	309	435	454
相談者実人数	127	189	221

現状・課題

- ・ 第1期ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進計画(令和4～8年度)に基づいて、必要な事業を実施しています。

将来の目指すべき姿

- ・ 第2期ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進計画(令和 9～13 年度)に基づいて運営し、必要な事業が実施されています。

各年度の取組

R8	① 第1期ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進計画の実施・評価 ② 第2期ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進計画の策定
R9	① 第2期ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進計画の実施
R10～R12	評価・継続
R13	①第2期ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進計画の実施・評価 ②第3期ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進計画の策定

(2)市社協の専門性を活かした事業 / ②専門職を活かした地域支援の強化**(i)児童館・放課後児童クラブ事業**

福井市から事業委託を受け、市内29児童館のうち28児童館の管理運営を行っています。(1館のみ他の社会福祉法人が運営)。平成18年度からは指定管理者制度の導入により、指定管理者として委託を受け、現在6期目(令和6～10年度)です。

福井市では、老朽化した児童館から順次小学校に機能移転する方針が示されており、28館のうち5館が小学校内に移転しています。

市内全体の児童クラブ84か所のうち、本会は28か所の放課後児童クラブの運営を受託し、児童館と一体的に運営しています。

また、児童館への一般来館者の利用を促進するため、乳幼児とその家族の遊びと交流の場として、子育て広場を毎週1回木曜日の午前中に開催しています。

<児童館・児童クラブ利用実績推移>

(人)

	R4	R5	R6
児童館一般来館者のべ人数	23,188	36,266	38,539
児童クラブ利用者のべ人数	262,087	266,087	262,541
合計	285,275	302,353	301,080
児童クラブ登録者実人数	1,411	1,407	1,493
カウンセラー派遣件数(件)	77	61	53
子育て広場利用者数	3,997	5,708	5,874

現状・課題

- ・ 社協では、児童館とそれに併設された児童クラブを市内28か所で一体的に運営しており、児童館職員は児童クラブの職員としての業務に加え、指導的な立場として、労務管理など管理的業務も担っています。現在の児童館業務に対する固定された受託金の枠内では、近年の人件費の急激な高騰に対応して、児童館職員の給与を柔軟に引き上げることが困難です。そのため、児童クラブのみを運営する他団体とは異なり、児童クラブへの補助金が増額されても、児童クラブ職員の給与を十分に引き上げることができず、人員不足の一因となっています。
- ・ 少子化にもかかわらず、児童クラブの利用者は増加傾向にあり、それに伴い発達障害や虐待、ヤングケアラーが疑われる「気がかりな子」も増え、福祉的支援の必要性が高まっています。
- ・ 気がかりな子が、小学校に入学する際に、学校と児童クラブの間で情報共有が十分に行われていない現状があります。

第4章 事業における重点的取組

- ・ 一方、児童館はあらゆる子どもとその家族が無料で遊べる全天候型の遊び場にもかかわらず、コロナ禍以前に比べ児童館への自由来館者は減少しています。
- ・ 児童館を利用した乳幼児とその家族を対象にした遊びと交流の場である子育て広場事業も実施していますが、こども園の入園の低年齢化などにより、コロナ禍以前に比べ利用者数が伸び悩んでいます。
- ・ 中学校の部活動の地域移行に伴い、部活動によっては週末の活動が令和8年度からなくなることもあり、中学生の地域での居場所づくりが必要です。

将来の目指すべき姿

- ・ 児童館・児童クラブの事業改善に加え、適正な受託金の確保により、児童館職員の事務負担や児童館・児童クラブ職員の給与等の待遇が十分に改善され、運営に必要な人員が確保されている。
- ・ 児童クラブを利用する「気がかりな子」やダブルケアに悩む世帯などについて、巡回カウンセラーや児童館・児童クラブ職員の日常的な気づきにより、児童発達支援センターやこども家庭センター、包括支援センター、よりそいなどの専門的機関につながり、必要な福祉的支援を受けることができている。
- ・ 子育て広場の土曜日開催をきっかけに、児童館の魅力が伝わり、乳児だけでなく平日には来館できなかった小学校入学前の幼児とその保護者の児童館への来館が増加している。
- ・ 入学前から児童館職員と「気がかりな子」とその保護者の間で顔の見える関係が構築され、入学後には安心して放課後を過ごすことができている。
- ・ 中学生の週末の居場所の一つとして児童館が認識され、小学校時代からの顔の見える関係により、中学生が安心して児童館で週末を過ごすことができている。

各年度の取組	
R8	① 児童館・児童クラブ職員の労務管理業務の社協総務企画課への一元化など事業改善及び児童館職員の処遇改善の検討 ② 巡回カウンセラー拡充の検討 ③ 子育て広場の土曜日開催の開始 ④ 地区のこども園等への子育て広場への入学前の来館の勧奨 ⑤ R7アンケートを元にした中学生への児童館来館者増施策の実施
R9～R13	実施・見直し・継続

KPI5:子育て広場来館者数(人)

基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400

(ii)こども食堂の運営

<こども食堂実績推移>

	R4	R5	R6
こども食堂実施館数（館）	—	—	7
こども食堂開催数（回）	—	—	16
こども食堂参加者数（人）	—	—	538

現状・課題

- ・ 運営スタッフの約7割は、児童クラブ支援員が担っており、児童館・児童クラブの利用者と地域とのつながりを強化していくためにも、地域住民や地域の商店、学生、児童クラブ卒業生など幅広く参加していく必要があります。
- ・ 現在は、市からの補助金を元に、こども食堂を希望する児童館を募って実施しています。
- ・ 児童館・児童クラブ職員が実施しているため、内容は充実していますが、回数は制限されています。
- ・ 昨年度までの活動で、地域づくりコーディネーターはこども食堂の自律的な運営方法を身に付けてきました。

将来の目指すべき姿

- ・ 児童館で行われるこども食堂が、地域づくりコーディネーターやブロック担当職員のコーディネートにより、児童館・児童クラブ職員に加え、地域住民や地域の商店やレストラン、実習生などの学生、児童クラブ卒業生などの支援を受けながら自律的に運営され、こども食堂が地域の人が集まる新しい居場所になっている。

各年度の取組

R8	地域の事情に応じ、地域づくりコーディネーターとブロック担当職員によるこども食堂の地域での運営コーディネートをする児童館を1館で実施
R9	地域の事情に応じ、地域づくりコーディネーターとブロック担当職員により、新規でのコーディネート実施
R10～R13	地域の事情に応じ、ブロック担当職員によるこども食堂の運営コーディネートを新たに実施（各年度）

(iii) 地区社会福祉協議会への支援(再掲)

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、小学校区を単位とする49地区社協を核に、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会などの関係者とともに見守りや支え合いがある地域づくりのための活動を行っています。

現状・課題

- ・ 福井市を8ブロックに分け、7人の地域福祉課職員をブロック担当職員として配置していますが、複数ブロックを担当している職員がいるなど、地域と関わる職員が限られています。
- ・ ブロック担当職員についても、コロナ禍の影響により、地域と関わる経験を持つことができず、地域に対する支援が十分ではありません。
- ・ 自治会加入率の低下や定年延長などにより、地域活動の担い手が減少している中、地区社協を中心とした地域福祉活動の内容や運営体制について検証する必要があります。
- ・ 社協では、相談等を通して個別ニーズを知る機会が近年減ってきています。
- ・ 公社との統合により、これまでの社会福祉士に加え、ケアマネジャー、保健師、訪問介護員、健康運動指導士といった多様な専門職が在籍することになります。

将来の目指すべき姿

- ・ 8ブロックに対し、多職種の正・副のブロック担当職員を配置し、担当を定期的に変えることで、社協の組織全体で地域と関わる経験を持つことができている。
- ・ ブロック担当職員が伴走し、各地区が地域特性に応じた地域福祉活動の取組ができている。
- ・ ブロック担当職員の地域アセスメント力が高まり、包括支援センターなどの相談窓口や訪問介護の現場などでの個別ニーズの把握から、地域課題を抽出することができている。
- ・ 多様な専門職の専門的知見を活かしたアドバイスが、地域課題の解決に役立っている。

各年度の取組

R8	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉課業務の整理と見直し。ブロック担当職員の業務を明確にした上で、業務の整理を行い、ブロック担当職員を1ブロック1名配置 ② 地域づくりコーディネーターや生活支援コーディネーターが伴走し、ブロック担当職員の地域アセスメント力を高めながら、各地区に出向き、地域特性を把握（8地区） ③ 地域ケア推進会議への参加や個別支援のニーズから、地域課題を把握し、地域の関係者と共有 ④ 地域特性に応じて、地域福祉活動と活動の仕組み（取り組む活動の選択、活動資金の確保、担い手の育成、地区社協以外のアクターとの連携）を見直し
----	--

R9	②～④ 継続・見直し（8地区）
R10	① ブロック担当職員に新たに副担当職員を配置 ②～④ 継続・見直し（8地区）
R11	① 正担当職員のブロック異動、副担当が正担当になる ②～④ 継続・見直し（8地区）
R12	① ブロックの副担当に新たな職員を配置 ②～④ 継続・見直し（8地区）
R13	① 正担当のブロック異動。副担当が正担当になる ②～④ 継続・見直し（残りの地区）

(2)市社協の専門性を活かした事業 /

③安定的で持続可能な介護事業運営体制の構築

(i)福井不死鳥包括支援センターの運営

市の委託を受け、順化、日之出、旭の3地区を担当する福井不死鳥包括支援センター(ほやねっと不死鳥)の運営をしています。

高齢者に関する困りごとの相談を総合的に受け付けるとともに高齢者の実態把握に努め、適切な介護保険サービス、支援機関または制度の利用につなげています。

<包括支援センター運営実績推移>

	R4	R5	R6
総合相談延べ人数(人)	2,497	2,217	3,169
総合相談実人数(人)	485	496	475
介護予防プラン作成件数(件)	3,575	3,384	2,767

現状・課題

- ・ 相談件数が増加するとともに、家族形態や社会情勢の変化により、相談内容が複雑化・複合化しています。
- ・ 複雑化・複合化した困難事例においては、解決の糸口を掴むまでに時間がかかることがあります。包括だけで支援をしていくことは難しいため、多機関との連携が必要です。
- ・ これまでも、個別の相談事例から地域課題の把握に努め、地域ケア推進会議(※1)を行ってきました。

将来の目指すべき姿

- ・ 複雑化・複合化した困難事例に対しては、困難事例のケース会議(※2)や地域ケア会議(※3)等で、世帯単位でのアセスメント(※4)を行い、多機関で役割分担して、連携・協働により対処することができている。
- ・ 世帯単位でのアセスメント・対応が可能になることで、ヤングケアラーやダブルケアラーなどについても多機関との連携・協働により支援できている。
- ・ 個別の相談事例等を通して把握した様々な地域課題に対して、地域づくりコーディネーターや生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員、ブロック担当が地区社協と協力しながら解決につなげている。

各年度の取組	
R8	① 複雑化・複合化した困難事例にあたっては、必要に応じて福祉総合相談室「よりそい」のアウトリーチ支援員と共に訪問してアセスメントを行い、困難事例のケース会議、地域ケア会議、多機関協働会議（※5）を活用して、多機関との連携により解決を図る ② 研修会等への積極的参加 ③ 地域づくりコーディネーターや生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員、ブロック担当との情報共有・意見交換の場の設定
R9	継続・見直し 福井市地域包括支援センター受託法人公募（R10～15年度）申請
R10	継続・見直し 市内全包括支援センターにおいて、高齢者に限定しない総合相談開始（予定）
R11～R13	継続・見直し

- ※1 地域ケア推進会議・・・自治体や地域包括支援センターが主催し、保健・医療・福祉などの関係者が連携し、地域課題の情報共有や政策形成を行うための会議
- ※2 ケース会議・・・主にケアマネジャーが主催する会議であり、利用者の生活の質(QOL)向上を目的として、関係職種が集まり、利用者の支援方針や方法、役割分担について協議・共有する。
- ※3 地域ケア会議・・・自治体や地域包括支援センターが主催し、医療・介護・福祉などの多職種が連携し、主に困難な個別支援について検討・改善を図る会議
- ※4 アセスメント・・・対象者の状況や課題、ニーズを多角的に把握・評価すること。
 地域包括支援センターでは、主に高齢者やその家族に対して、生活状況・健康状態・介護の必要性などを総合的に評価し支援に繋げる。
- ※5 多機関協働会議・・・福井市では市が主催し、複雑化・複合化した生活課題を抱える人々に対して、行政・福祉・医療・教育などの関係機関が連携し、支援の方向性や役割分担を協議する会議。重層的支援体制整備事業の一つ

(ii)訪問介護事業

訪問介護員(ホームヘルパー)が要介護又は要支援高齢者、障がい者・障がい児の居宅を訪問し、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、入浴・排泄・食事等の身体介護、及び調理・洗濯・掃除等の生活援助などを実施しています。

また、日常生活に支援が必要な方の居宅を訪問し、介護保険や障がい福祉の制度対

第4章 事業における重点的取組

象外のサービス(家事援助、病院同行など)を実施しています。

<訪問介護等利用実績推移>

	R4	R5	R6
訪問介護利用者数(人)	1,313	1,386	1,351
訪問介護派遣回数(回)	10,934	11,686	9,587
障がい居宅介護等利用者数(人)	1,026	921	823
障がい訪問介護派遣回数(回)	7,163	5,865	5,184
ふれあいお助けさん利用者数(人)	233	166	141
ふれあいお助けさん派遣回数(回)	813	536	453

※1ふれあいお助けさん事業・・・訪問介護員が日常生活に支援が必要な方の居宅を訪問し、介護保険や障がい福祉の制度ではカバーしきれないちょっとしたお手伝いや困りごとなどの手助けを行う。

現状・課題

- ・ 民間では受入れが難しい困難事例や遠隔地の利用者を受入れています。
- ・ ヘルパーが高齢化し、新規の成り手も少なく、人員を確保することが難しい状況です。
- ・ 単なる家事援助ではない、利用者に寄り添った自立支援を意識したサービスの提供が必要です。

将来の目指すべき姿

- ・ ICTの活用等により、事務の省力化が進んでいる。
- ・ ヘルパー数を確保し、福井市民の介護のセーフティネットとして、民間では受入れが難しい困難事例や遠隔地を受入れ続けることができている。
- ・ 職員の能力向上により、自立支援を意識したサービスを提供することができている。

各年度の取組

R8	① 省力化につながるシステムの検討 ② ヘルパーの雇用条件を検証する等、ヘルパー採用方法の見直し ③ 事業所全体で自立支援を意識したサービス提供についての研修 ④ 今後の訪問介護事業のあり方について検討
R9	① 省力化につながるシステムの導入 ②～④ 継続・見直し
R10～R13	継続・見直し

(iii) 居宅介護支援事業

介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者の居宅を訪問して、要介護認定・要支援認定申請代行等の支援や要介護者及び要支援者のケアプランを作成するとともに、サービスの手配や調整などを行っています。

<居宅介護支援事業実績推移>

	(件数)		
	R4	R5	R6
居宅サービス計画作成	977	1,074	869
介護予防サービス計画作成	515	384	318
合計	1,492	1,458	1,187
ケアマネジャー1人あたり ケアプラン作成件数(件数/月)	26	30	27

※ ケアマネジャー1人あたりケアプラン(居宅サービス計画、介護予防サービス計画)作成件数の算出において、介護予防サービス計画は3件で1件と換算(令和5年度までは2件で1件と換算)

現状・課題

- ・ 民間では受入れが難しい困難事例や遠隔地の利用者を受入れています。
- ・ 安定的な職員配置が難しい状況で、新規の受入れが十分にできていません。
- ・ 利用者の望む生活実現のための課題及びニーズを適切に把握し、自立支援を意識したケアプランを作成することが求められています。

将来の目指すべき姿

- ・ 居宅介護支援事業へのケアマネジャーの安定的な職員配置と、ICT等の活用による業務の省力化・標準化により、新規の受入れができています。
- ・ 自立支援を意識したケアプランの作成とそれに伴うサービスの提供ができています。
- ・ 市民の介護のセーフティネットとして、民間では受入れが難しい困難事例や遠隔地を受入れ続けることができています。

各年度の取組

R8	① 省力化・標準化につながるシステムの検討 ② 事業所全体で自立支援を意識したサービス提供についての研修
R9	① 省力化・標準化につながるシステムの導入 ② 継続・見直し
R10～R13	継続・見直し

第4章 事業における重点的取組

KPI6:ケアマネジャー1人あたりケアプラン(居宅サービス計画及び介護予防サービス計画)作成件数(件/月)

基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
27	40	40	42	42	44	44

※国が示すケアマネジャー1人あたりのケアプラン作成上限件数：44件/月

(iv)介護認定調査事業

市の指定市町村事務受託法人として、介護認定調査員が申請者宅等を訪問し、要介護認定や障害支援区分認定の判定に必要な情報を聞き取る認定調査を実施しています。

<介護認定調査事業実績推移>

	(件数)		
	R4	R5	R6
要介護認定調査 ※	7,382	7,282	7,300
障害支援区分認定調査	466	596	424
合計	7,848	7,878	7,724

※要支援認定を含む。

現状・課題

- ・ 市の要介護認定調査の7割(新規申請は全部)を受託しており、高齢者の増加とともに、調査件数は増加傾向にあります。
- ・ 市の障害支援区分認定調査の8割(更新申請は全部)を受託しており、障がい者の増加とともに、調査件数は増加傾向にあります。
- ・ どの調査員も適切に同じ判断ができるよう、調査の標準化が必要です。
- ・ 調査員の高齢化により、今後の人員配置の確保が必要です。

将来の目指すべき姿

- ・ ICTの活用等により、認定調査業務の省力化・標準化が図られ、調査件数の増加に対応できている。また、調査判断のばらつきもなくなっている。

各年度の取組

R8	省力化・標準化につながるシステムの検討
R9	省力化・標準化につながるシステムの導入
R10～R13	継続・見直し

(3)積極的な広報啓発事業 / ①積極的な広報啓発

(i)広報啓発事業

本会の広報媒体には、社協だより「まごころ」、「社協のご案内」等のパンフレット、ホームページ、Facebook があります。

現状・課題

- ・ 社協だより「まごころ」は、今年度からレイアウトや内容等について工夫を行っていますが、更なる魅力化が必要です。
- ・ SNSについては、Facebook を活用していますが、全世代で利用率が減少傾向にあり、特に若年層では利用率が低いため、若い世代への発信力に欠けているのが現状です。また、ICT関連の技術・技能を有した職員が少ないため、SNS等を活用した広報は遅れています。
- ・ 福井市において、自治会への広報の電子化の流れが進められているため、将来的に紙媒体の広報紙の配布が難しくなる可能性があります。
- ・ マスメディアを通じた事業のPRが十分にできていません。

将来の目指すべき姿

- ・ 広報紙が魅力的な内容となっており、広く手に取られて、社協の取組や活動を知る人が増え、社協を応援してくれる地域住民も増加している。
- ・ 各所属で複数の職員がSNS関連の技能・技術を習得し、Instagram や LINE 等時代の変化に合わせた媒体を活用し、幅広い年代に広報啓発を行うことができている。
- ・ 職員により、地域での福祉活動がSNS等で広く情報発信できている。
- ・ マスメディアを通じて、積極的な事業のPRができており、施設の利用者等も確保できている。

各年度の取組

R8	<ul style="list-style-type: none"> ① 課を横断した広報チームを結成し、広報・啓発について目的や手段、評価方法等を全体的に整理し、体系化 ② 広報紙づくり・SNS 等での発信方法の研修の受講 ③ Facebook から Instagram・LINE への移行を検討し、実施 ④ マスメディアへの投げ込み方法の検討・実施
R9	<ul style="list-style-type: none"> ① 体系化した広報・啓発事業の実施 ②～④ 継続・見直し
R10～R13	継続・見直し

第4章 事業における重点的取組

KPI7: Instagram(上段)投稿件数(件)及び(下段)フォロワー数(人)

基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
—	12	24	24	24	24	24
—	200	400	600	800	1,000	1,200

**(4)施設を活用した事業 / ①施設を活用した福祉・公益事業の充実
②施設管理事業の見直し**

**(i)フェニックス・プラザ(福井市民福祉会館を含む)
及びフェニックス・プラザ自動車駐車場**

市の指定管理者として管理運営するフェニックス・プラザ(福井市民福祉会館を含む)において、文化・教育団体等へ発表の場を提供するほか、地域の文化・芸術の振興に繋がる公演等への貸館事業を実施しています。

<フェニックス・プラザ及び駐車場利用実績推移>

	R4	R5	R6
フェニックス・プラザ年間利用者数 (福井市民福祉会館を含む) (人)	193,326	218,929	256,870
駐車場利用台数 (台)	86,763	91,732	85,978

現状・課題

- ・ 市から令和10年度まで指定管理を受けています。
- ・ 新幹線開業効果による利用の増加が、令和6～7年度をピークに今後は落ち着くことが見込まれます。
- ・ 電子決済の採用など新しいサービスが求められています。
- ・ 文化・芸術活動を支援する事業を実施しています。また、市民福祉会館として、ボランティア団体や福祉関係団体の活動の場として利用されています。

将来の目指すべき姿

- ・ 引き続き、市から令和15年度まで指定管理を受け、利用者の満足度向上につながる新たなサービスの提供や積極的な営業活動等により、指定管理要求水準(大ホール稼働率及び年間利用者数)を達成できている。
- ・ 施設入所児童や障がい者など文化・芸術に親しむ機会が少ない方への演劇鑑賞会等、福祉団体と連携した事業にも利用されている。

各年度の取組

R8	① 利用者のニーズに対応した新たなサービス(利用料金セット割、電子決済など)の検討・導入 ② 企業・イベント会社等への営業 ③ 施設入所児童や障がい者など文化・芸術に親しむ機会が少ない方への演劇鑑賞会等、福祉団体と連携した事業の企画・検討
R9	実施・継続・見直し
R10	次期(第7期)指定管理者指定申請

第4章 事業における重点的取組

	①～③実施・継続・見直し
R11～R13	第7期指定管理業務の開始 ①～③実施・継続・見直し

KPI8:福祉関連のイベント実施件数(件)

基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
0	2	3	4	4	4	4

(ii)東山健康運動公園

指定管理者として管理運営する東山健康運動公園において、市民が気軽に運動等に親しむことが出来る機会を提供し、市民の健康と生きがいづくりを推進しています。

<東山運動公園利用者数推移>

	(人)		
	R4	R5	R6
年間利用者数	104,069	115,791	122,278

現状・課題

- ・ 市から令和12年度まで指定管理を受けています。(予定)
- ・ 施設とその付帯設備、各機器類が老朽化してきています。
- ・ 高齢者の利用者数は増加傾向にあるものの、20～30代の大人や小人の利用者数がコロナ禍前の水準に戻っていません。
- ・ SNS等を活用した若年層に向けての広報は十分とはいえません。
- ・ スポーツや健康に関する活動は行っていますが、介護予防以外に福祉と関連した取組はあまり行われていません。
- ・ 健康運動指導士が岡保地区のデイホームなどで運動指導等を行っていますが、活動の範囲は限定的です。

将来の目指すべき姿

- ・ 市と協議しながら、計画的に機器の更新や修繕、設備保守点検等を実施し、安全安心な利用環境を維持することができている。
- ・ 若年層の利用者数が回復し、指定管理要求水準の利用者数を確保できている。
- ・ 介護予防以外にも、障がい者のスポーツや健康に関する活動が行われている。
- ・ 健康運動指導士がデイホームの地域支え合い推進員に対して、介護予防体操などを研修することにより、市内全ての地区での介護予防活動が活発になっている。

各年度の取組	
R8	① 最新型のトレーニング機器の充実や Wi-Fi 環境の整備 ② 児童館や市体育館等において、ウォータースライダーや児童向けプールなど若年層をターゲットにしたポスターやチラシ等を活用した広告の検討・実施 ③ (再掲) 課を横断した広報チームを結成し、広報・啓発について目的や手段、評価方法等を全体的に整理し、体系化 ④ 若年層を取り込むためのアイデアの検討・実施 ⑤ 一般利用に加え、障がい者の成人病予防を目的とした東山健康運動公園プール活用の検討 ⑥ ロビーでの障がい者就労支援施設で作ったパンやお菓子の販売(セルフフェア)の検討・実施 ⑦ 健康運動指導士をデイホームの地域支え合い推進員の研修に派遣
R9～R12	実施・継続・見直し
R13	次期指定管理期間については未定

(iii)足羽ふれあいセンター

所有する施設である足羽ふれあいセンターにおいて、市民が気軽に運動等に親しむことが出来る機会を提供し、市民の健康と生きがいづくりを推進しています。

<足羽ふれあいセンター利用者数推移>

	(人)		
	R4	R5	R6
年間利用者数	27,155	31,440	33,163

現状・課題

- ・ 広報ふくいの有料広告やすまいるバスの車内広告などで広報していますが、施設の認知度は低い状況です。
- ・ 民間の24時間営業のフィットネスクラブの増加、また、物価や人件費の上昇に伴う施設管理費の上昇等により、経営環境の厳しさが増えています。
- ・ 健康や生きがいづくりの講座を実施していますが、足羽公民館事業と同じ会場を利用しているため、講座数を増やすにも制限があります。
- ・ 竣工から30年以上が経過し、施設及び付帯設備が老朽化しており、大規模改修工事計画に従って、施設の長寿命化を図る必要があります。なお、改修に必要な資金については減価償却引当資産に積み立ててあります。

第4章 事業における重点的取組

将来の目指すべき姿

- ・ 足羽地区やその近隣を中心に、利用者数を維持できている。
- ・ 大規模改修工事計画の通りに、工事が完了し、施設の長寿命化が図られている。

各年度の取組

R8	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用増を図るための改善策の検討（料金改定、機器の計画的更新、利用者ニーズに合った講座の開催等） ② 児童館等へのポスターやチラシを活用した広告の検討・実施 ③ （再掲）課を横断した広報チームを結成し、広報・啓発について目的や手段、評価方法等を全体的に整理し、体系化 ④ 大規模改修工事の継続（R7～R10）
R9～R13	実施・継続・見直し

(iv)市受託施設の運営

市から、市体育施設の維持管理・運営、防災センター啓発業務を受託し、これまで培ってきた施設管理の経験を活かし、きめ細やかな市民サービスを提供しています。

現状・課題

- ・ 現在、市体育施設の維持管理・運営、防災センター啓発業務を行っていますが、今後施設管理を行う職員が減少していくため、受託の継続について市と協議を行っていく必要があります。

将来の目指すべき姿

- ・ 職員数に応じて、市受託施設を安定的に運営している。
- ・ 市民が、公平で安全安心に施設を利用できおり、利用者サービスに満足している。

各年度の取組

R8	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員数に応じて、受託施設の検討 ② 施設の巡回及び保全の実施、業務に関する情報収集、市担当課との連携等、利用者が安心して快適に利用できる施設の維持管理・運営の実施
R9～R13	継続・見直し

(V)直営駐車場の運営

公社では、市や地権者から土地を借り、市内 10 か所で月極駐車場を運営しています。社協では、遺贈を受けた土地を活用した駐車場が1か所あり、不動産会社に委託して運営しています。

<駐車場契約実績推移>

	(台)		
	R4	R5	R6
公社契約台数/月	198	198	195
社協契約台数/月	5	5	5

現状・課題

- ・ 現時点で、赤字となっている駐車場はありませんが、今後も駐車場の稼働率を維持し、収益を確保していく必要があります。

将来の目指すべき姿

- ・ 駐車場については一体的に直営で運営されており、稼働率が維持され、収益も確保されている。

各年度の取組

R8	① ホームページでの最新情報の提供 ② 近隣の料金設定の定期的な調査等、利便性の比較検討
R9～R13	継続・見直し

第5章 計画期間の収支見込

第5章 計画期間の収支見込

令和8～13年度 収支見込

(試算条件)

収入

- ・補助金収入は、共同募金配分金収入を毎年減額。
- ・受託金収入のうち、生活困窮者自立支援事業のみ人件費増分を見込む。
- ・介護保険事業収入は、介護報酬見直しに合わせ収入増。
- ・その他の収入はR8は統合にかかる費用分を計上。

支出

- ・事務局人件費にベースアップを含むが、主幹以上の職員の昇格分は含まれていない。
- ・事務局人件費は、定年退職者は再雇用を見込み、相談支援業務に充当して算定。
- ・支えあい推進員、児童館・児童クラブ職員、生活支援員はベースアップ分は含まれていない。
- ・事業費支出・事務費支出は、毎年同額を見込む。

(単位：千円)

勘定科目		R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業活動による収支	収入						
	会費収入	49,953	49,953	49,953	49,953	49,953	49,953
	分担金収入	1,009	999	899	799	699	599
	寄附金収入	740	740	740	740	740	740
	経常経費補助金収入	113,800	113,300	112,800	109,650	109,150	108,650
	受託金収入	1,059,310	1,059,686	1,033,342	1,035,734	1,036,077	941,578
	事業収入	223,099	223,099	231,861	231,861	231,861	168,716
	負担金収入	40,482	40,482	40,482	40,482	40,482	40,482
	介護保険事業収入	64,072	64,072	64,072	64,072	67,072	67,072
	障害福祉サービス等事業収入	13,433	13,433	13,433	13,433	13,433	13,433
	生活困窮者総合相談・生活支援事業収入	100	100	100	100	100	100
	受取利息配当金収入	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537
	その他の収入	21,321	5,345	5,345	5,345	5,345	4,287
	事業活動収入計(1)	1,588,856	1,572,746	1,554,564	1,553,706	1,556,449	1,397,147
	支出						
	人件費支出	1,024,950	962,846	947,790	946,359	944,823	892,378
	事業費支出	244,567	244,289	244,239	244,239	244,239	205,207
	事務費支出	303,865	293,410	293,086	293,086	293,086	237,784
	分担金支出	20	20	20	20	20	20
助成金支出	43,693	43,693	43,693	43,693	43,693	43,693	
支払利息支出	41	41	41	41	41	41	
その他の支出	246	8	8	8	8	8	
事業活動支出計(2)	1,617,382	1,544,307	1,528,877	1,527,446	1,525,910	1,379,131	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△28,526	28,439	25,687	26,260	30,539	18,016	
施設整備等による収支	収入						
	その他の施設整備等による収入	11,049	4,591	2,890	5,000	5,000	0
	施設整備等収入計(4)	11,049	4,591	2,890	5,000	5,000	0
	支出						
	固定資産取得支出	26,094	9,173	6,841	10,848	13,392	3,392
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,801	40	0	0	0	0	
その他の施設整備等による支出	0	0	0	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	27,895	9,213	6,841	10,848	13,392	3,392	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-16,846	-4,622	-3,951	-5,848	-8,392	-3,392	
その他の活動による収支	収入						
	基金積立資産取崩収入	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
	積立資産取崩収入	49,297	4,370	2,891	5,000	5,000	0
	事業区分間長期貸付金回収収入	101	101	101	101	101	101
	事業区分間繰入金収入	15,135	15,135	15,135	15,135	15,135	15,135
	拠点区分間繰入金収入	41,824	41,824	41,824	41,824	41,824	41,824
	サービス区分間繰入金収入	21,929	21,929	21,929	21,929	21,929	21,929
	その他の活動による収入	13,290	0	0	0	0	0
	その他の活動収入計(7)	145,212	86,995	85,516	87,625	87,625	82,625
	支出						
	基金積立資産支出	982	5	5	5	5	5
	積立資産支出	710	10	10	10	10	10
	事業区分間長期借入金返済支出	101	101	101	101	101	101
	事業区分間繰入金支出	15,135	15,135	15,135	15,135	15,135	15,135
拠点区分間繰入金支出	41,824	41,824	41,824	41,824	41,824	41,824	
サービス区分間繰入金支出	21,929	21,929	21,929	21,929	21,929	21,929	
その他の活動による支出	28,739	27,661	26,892	27,063	26,036	23,512	
その他の活動支出計(8)	109,420	106,665	105,896	106,067	105,040	102,516	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	35,792	-19,670	-20,380	-18,442	-17,415	-19,891	
予備費支出(10)	500	0	0	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-10,080	4,147	1,356	1,970	4,732	-5,267	
前期末支払資金残高(12)	143,512	123,432	127,579	128,935	130,905	135,637	
当期末支払資金残高(11)+(12)	123,432	127,579	128,935	130,905	135,637	130,370	

第6章 計画の進行管理と評価

1 進行管理の仕方

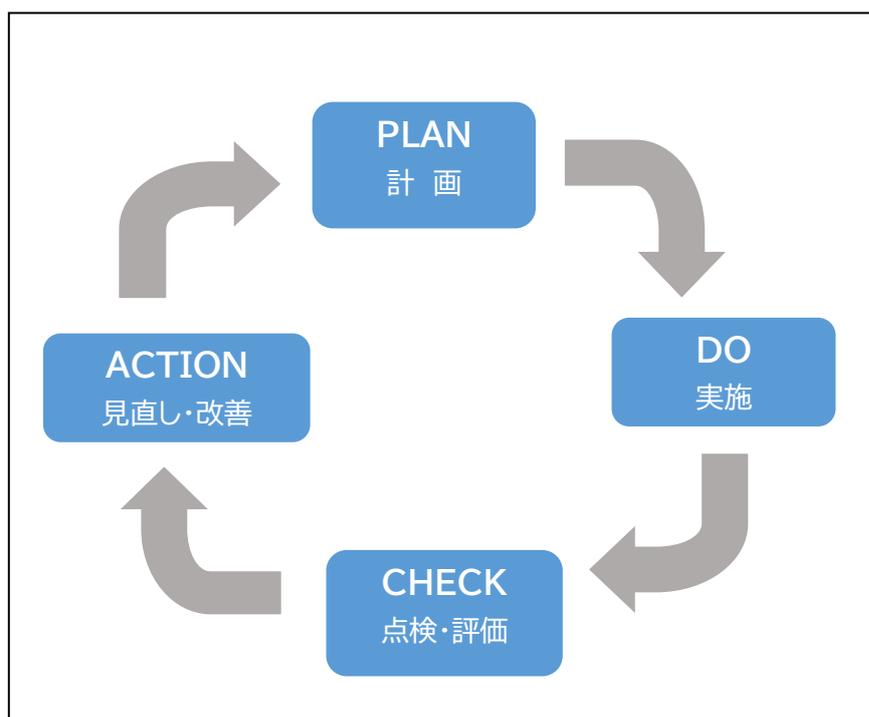
日頃の業務の中では、年次計画の実施項目の進捗状況を担当課長が把握・管理し、年2回、事務局内で進行管理会議(専務理事、管理職)を開催するほか、適正に進行管理を行います。

2 計画の評価

本計画の達成状況は、6月の理事会で前年度の達成状況を報告します。

PDCA サイクルを活用した、事務局内の進行管理による評価や理事会での外部評価を踏まえ、以後の取組の改善に反映します。

また、本会を取り巻く社会情勢を踏まえながら、必要に応じて取組内容の見直しを行います。



<参考資料> 第一次 中期経営計画進捗状況

推進項目1 住民に信頼される組織をめざします

取組方策	実施項目	内容・指標	目標値	R4	R5	R6
1 理事会運営の改善	役員研修会の実施(現地視察等)	年1回	1回	0回	2回	0回
2 住民への情報の積極的な提供	自治会、地区社協での事業説明会の開催	希望する自治会、地区社協すべて	100%	100%	100%	100%

推進項目2 地域福祉の課題への共感を広げ、解決につながる参加・連携・協働を進めます

取組方策	実施項目	内容・指標	目標値	R4	R5	R6
2 市社協の専門性を活かした事業の強化	③幅広い分野との連携協働の強化と新たな社会資源創出	連携の事例と社会資源の開発 年1事例以上	1事例以上	1事例	2事例	3事例
	④法人後見事業の拡充と成年後見利用促進への協力	年5ケース新規受任 中核機関の受託	5ケース	0ケース	0ケース	0ケース

推進項目3 人材の確保と育成を図ります

取組方策	実施項目	内容・指標	目標値	R4	R5	R6
5 ワークライフバランスの推進	有休取得の向上	有休取得 10日以上	100%	40%	40%	55%

推進項目4 財政の安定化と財源の確保を行います

取組方策	実施項目	内容・指標	目標値	実績	R5	R6
1 自主財源の確保	一般会費納入率80%未満の地区解消	納入率80%以上 (R3 年度末 45地区/全49地区)	45地区	44地区	44地区	43地区
	賛助会費の加入口数増	事務局扱い分前年度対比 (R3 年度末 87口)	92口	120口	139口	121口

	特別賛助会費の口数増	前年度対比 (R3 年度末 677 口)	684 口	654.4 口	656.8 口	654.9 口
	法人募金企業数増	前年度対比 (R3 年度末 123 社)	127 社	139 社	124 社	94 社
	寄付件数の増(大口除く)	前年度対比 (R3 年度末 8 件)	10 件	8 件	8 件	17 件
	広報紙の広告料	年 160,000 円	160,000 円	80,000 円	80,000 円	120,000 円
6 質を意識した事業運営	質の向上につなげる研修等の実施	年 1 回以上	1 回 以上	7 回	1 回	1 回